

議案第 5 7 号 監査委員選任に関する同意を求めることについて

監査委員事務局

1 前 任

駒牧 容子 議員

令和 5 年 1 2 月 1 7 日 退任

2 後 任

石原 茂 議員

3 任 期

議員の任期による（令和 9 年 1 2 月 1 7 日まで）

4 定 数

2 人（地方自治法第 1 9 5 条第 2 項）

他の監査委員 松崎 徹（まつざき とおる）氏

5 監査委員の資格

議員のうちから選任する監査委員

— 地方自治法 —

（設置及び定数）

第 1 9 5 条 第 2 項 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては 4 人とし、その他の市及び町村にあつては 2 人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。

（選任及び兼職の禁止）

第 1 9 6 条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

（監査委員の任期）

第 1 9 7 条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては 4 年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

担当

監査委員事務局監査係

電話 4 6 3 - 2 4 4 5